

第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受ける時は川崎市への届出が必要です

- 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。
- ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、川崎市が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。
- 川崎市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。
- 交通事故等により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、下記の窓口へ届出をお願いします。

お問い合わせ先

川崎区役所 高齢・障害課	介護認定給付係 044 - 201 - 3282	高津区役所 高齢・障害課	介護認定給付係 044 - 861 - 3269
大師地区 健康福祉ステーション	介護認定給付担当 044 - 271 - 0161	宮前区役所 高齢・障害課	介護認定給付係 044 - 856 - 3238
田島地区 健康福祉ステーション	介護認定給付担当 044 - 322 - 1996	多摩区役所 高齢・障害課	介護認定給付係 044 - 935 - 3187
幸区役所 高齢・障害課	介護認定給付係 044 - 556 - 6689	麻生区役所 高齢・障害課	介護認定給付係 044 - 965 - 5146
中原区役所 高齢・障害課	介護認定給付係 044 - 744 - 3136	健康福祉局 介護保険課	給付係 044 - 200 - 2687